

議案第 20 号

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例の
一部改正を求める意見書提出について

上記の件について、常総市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、次のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 21 日 提出

提出者 建設経済委員長 吉原 晴 照

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例の一部改正を求める意見書

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例が令和6年4月1日より施行され、これまでの規制されることのなかった再生資源物の屋外保管に関し必要な規制をしたことで、県民の安全と生活環境の保全の向上を図ることが可能となりました。

しかしながら、我が国は主要な資源の大部分を輸入に依存しているため、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済システムから資源を再利用する循環型経済システムへの移行・進展が持続的な発展に欠かすことのできないものと考え、再生資源物の適正な管理は不可欠であると考えます。

当市においては、2019年に金属スクラップヤードで約2週間も延焼し続けた大火災が発生した経過があり、市民生活が脅かされていた昨今でありましたが、このたび、茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例の制定により、県が掌握する関係法令と併せ、より適正な再生資源物の屋外保管が可能となり、地域住民の安心が担保されました。

一方で、茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例と同日で、より詳細な基準を定めた常陸大宮市再生資源物の屋外保管に関する条例が施行されました。各市町村が独自で規制するのではなく、茨城県内で統一されたより適正な再生資源物の屋外保管の規制を制定し、県民の安全や生活環境の更なる保全に資する必要があると考えます。

以上の理由から、下記のとおり屋外保管場の立地基準を新たに盛り込むよう、ここに強く要望します。

記

- 1 住宅等（住宅、学校、病院等、公民館、博物館、図書館、保育所、特別養護老人ホームその他の社会福祉施設及びこれらに類するものであり、これらの敷地を含む。以下同じ。）から屋外保管事業場の敷地の境界までの距離が100メートル以上であること。
- 2 屋外保管事業場の場所の土地の地形及び地質等が市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないものであること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月21日

常 総 市 議 会

（提出先）茨城県知事